

給 与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です

【問合せ】税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎（43）1117

マイナンバーや法人番号を

忘れずに記載してください

令和元年中（平成31年中）に給与・賃金など（専従者給与やパート、アルバイトも含みます）を支払った方は、給与・賃金などを受け取った方について、受け取った方が実際に居住する住所の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります（地方税法第317条の6第1項）。また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、提出してください（公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力ください）。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけてくださるようお願いいたします。また、マイナンバー制度の施行に伴い必要となりましたので、**マイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。**

※給与支払報告書を提出しなかった方は、罰則が設けられておりますのでご注意ください（地方税法第317条の2）。

※令和2年度給与支払報告書を提出した受給者の中で、令和2年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出

書を提出いただく必要があります（地方税法第317条の6第2項）。

●給与支払報告書の作成／令和元年中（平成31年中）に給与・賃金などを支払った方（個人・法人を問いません）が、給与・賃金などを受け取った方について給与支払報告書を作成し、提出してください。

●提出期限／1月31日（金）

※**早期提出に協力をお願いします。**

●提出先・提出物／▶税務課市民税係 ※令和2年1月1日現在で、給与・賃金などを受け取った方が実際に居住する住所の市町村税務担当課に提出することになります。

▶総括表 1枚

▶個人別明細書 給与・賃金などを

受け取った方1人につき2枚 ※個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けていますのでご利用ください。

●提出方法／給与支払報告書（総括表）を先頭に、給与支払報告書（個人別明細書）を**特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分してご提出ください。**なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いいたします。

※総括表・仕切り紙などの様式は、市ホームページ https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl/service/zeimu_nirizai.html からダウンロードできます。

市 道武家屋敷通線 通行規制のお知らせ

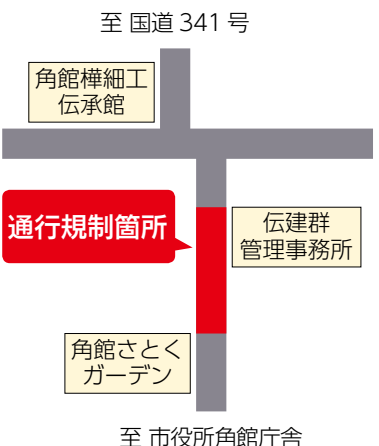
【問合せ】文化財課（角館庁舎） ☎（43）3384

伝統的建造物群保存地区内における防災施設整備工事のため、市道武家屋敷通線（次のとおり）「時間通行規制」を行いますので、ご協力をお願いします。

●規制場所／角館町東勝楽丁地内（伝建群管理事務所付近）

●規制内容／片側交互通行

●規制日時／1月17日（金）～24日（金）19日（日）を除く8時30分～16時



仙 北市高齢者共同生活支援事業の利用申請の追加受付について

【問合せ】長寿支援課（西木庁舎） ☎（43）2281

冬期間、養護を必要とする

高齢者を一時的に支援します

●事業の目的／家庭の事情により養護を必要とする高齢の方へ、一時的に施設で支援することにより、高齢者とその家族の冬期間の生活の安定を図ります。

●利用対象者／仙北市に居住する65歳以上の高齢者で、養護を必要とし自力で共同生活ができる方

●利用定員／2部屋 1室（和室）計2人の利用が可能です。

●利用期間／2月から4月末までの3か月間

●使用料／1日2300円（食費含む）

●利用施設／社会福祉法人県南ふくし会 特別養護老人ホーム清流苑内（西木町桧木内字松葉232番地）

●利用の申請／利用を希望される方は、申請書など一式を1月24日（金）まで長寿支援課へ提出してください。

※申請書などは長寿支援課と各地域センターにあります。

●その他／日常生活に支援が必要な方は、事前に長寿支援課へご相談ください。

償 却資産の申告書の提出をお願いします

【問合せ】税務課 固定資産税係（田沢湖庁舎） ☎（43）1117

令和2年度の固定資産税償却資産の申告期間になりました。令和2年1月1日現在所有の償却資産について、1月31日（金）までに申告書の提出をお願いします。

●昨年申告された方には、12月下旬に申告書を発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合はご連絡ください。

償却資産とは、

農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品などを償却資産とい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

個人事業主・営農者の皆さんへ

市県民税申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税償却資産の

2020年農林業センサスにご協力ください

【問合せ】企画政策課（田沢湖庁舎） ☎（43）1112

令和2年2月1日現在で、全国一斉に、農林業の国勢調査といわれる「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施さ

れる極めて大切な調査です。

1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力ください。

令和2年4月1日採用等の会計年度任用職員を募集します

【問合せ】各課へお問い合わせください

会計年度任用職員とは、元々の臨時職員のこと、この度の地方公務員法の改正に伴い、大きく制度が変わります。それにあわせて市では、令和2年4月1日採用等の会計年度任用職員を募集します。ご興味のある方は、12月27日（金）よりハローワークで求人公開していますので、ご確認ください。

なお、お問い合わせについては、各課をお願いします。

募集課	募集職種	問合せ
市民生活課	事務補助	☎ 43-3308
	不法投棄監視員	
子育て推進課	保育士	☎ 43-2280
長寿支援課（山鳩館）	事務補助	☎ 43-2281
にしき園	介護員	☎ 47-3211
保健課（田沢湖歯科診療所）	歯科衛生士	☎ 55-1112
観光課	観光施設維持管理作業員	☎ 43-3352
	駐車場管理員（桜並木駐車場）	
農林整備課	事務補助	☎ 43-2207
学校給食センター	事務補助	☎ 53-2239
田沢湖図書館	事務補助	☎ 43-1307
学習資料館・イベント交流館	事務補助（図書館司書または学芸員の資格があれば尚可）	☎ 43-3333
文化財課 ※	公開武家屋敷等管理人	☎ 43-3384

※文化財課については、令和2年4月9日の採用となります。

令和2年 仙北市消防出初式

【問合せ】総合防災課

（田沢湖庁舎） ☎（43）1115

新春恒例となっている仙北市消防出初式が1月6日（月）に開催されます。当日は旧秋木工場跡地から仙北市民会館駐車場まで、消防団員、消防車両、音楽隊による分列行進が行われます。

仙北市民会館駐車場では、観閲や市長と消防団長による餅まきが行われます。ぜひ日夜仙北市の防火・防災に努力している、仙北市消防団の応援にお越しください。

また、左記のとおり交通規制となります。周辺の皆さまには大変ご迷惑をいたします。

1月6日（月）

- 出初式開催日程／
- ▶ 分列行進／13時20分
- ▶ 旧秋木工場跡地／市民会館駐車場
- ▶ 餅まき／分列行進終了後
- ▶ 式典／14時～ 仙北市民会館



65歳から74歳までの方で一定の障がいをお持ちの方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます

【問合せ】市民生活課 国保年金係（角館庁舎） ☎（43）3316

後期高齢者医療制度に加入した場合は、原則として1割（所得の多い方は3割）の窓口負担で、医療機関を受診できます（加入することで従来より窓口負担が大きくなる場合があります）。

なお、後期高齢者医療制度への加入は、申請日以降となります。

後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます（加入することで従来より保険料負担が小さくなる場合と大きく異なる場合があります）。

- 申請に必要なもの／
- ▶ 加入前の被保険者証など
- ▶ 印鑑
- ▶ 障がいの程度が分かるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つ）
- ▶ 個人番号

※一定の障がいにより後期高齢者医療制度に加入する場合、加入月から後期高齢者医療制度の保険料をご負担いただきます。

※月の途中で加入する場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ月々の高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院などで支払った自己負担額が最大2倍になることがあります。

● 後期高齢者医療制度に加入することができる障がいの程度

判定基準となる手帳	障がいの程度
身体障害者手帳	1級、2級、3級、4級の一部（音声機能・言語機能、そしゃく機能の4級の障がいまたは下肢障害4級の1号・3号・4号）
療育手帳	重度（A）
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級

● 医療費の窓口負担

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度	後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方 3割	70歳～74歳までの方 2割 （所得の多い方は3割）
	1割 （所得の多い方は3割）

東北SDGs未来都市サミット・シンポジウム in 仙北市

【問合せ】地方創生・総合戦略室（田沢湖庁舎） ☎（43）3315

仙北市は、国連で採択された17の「持続可能な開発目標：SDGs（エス・ディー・ジーズ）」を積極的に推進する自治体の一つとして、平成30年6月に「SDGs未来都市」として選定され、同じく東北地方でSDGs未来都市に選定された宮城県東松島市、山形県飯豊町と「東北SDGs未来都市サミット」を発足しました。

令和元年度、新たにSDGs未来都市に選定された若手県政前高田市および福島県郡山市を加え、東北5市町連携によるシンポジウムを仙北市で開催します。

各都市の首長を迎え、パネルディスカッションや基調講演を通して、持続可能な地域づくりとは何か、一緒に考えてみませんか？

たくさんのご来場をお待ちしています!!

- 日時／1月16日（木）17時～19時
- 場所／角館交流センター 多目的ホール
- 入場料／無料
- 内容／基調講演・パネルディスカッション・共同宣言・パネル展示など
- ゲスト／日本青年会議所 少年少女国連大使 久米川華穂さん（大仙市立平和中学校2年生）、カードゲーム「SDGs de 地方創生」公認ファシリテーター 今田裕美さん（株式会社CSRインテグレーション代表取締役）
- 対象／不問 誰でもご参加いただけます。入退室自由。
- 申込・問合せ／地方創生・総合戦略室
- 電話／（43）3315
- FAX／（43）1300
- メール（sousei@city.semboku.akita.jp）

人間ドック受診助成制度のお知らせ 《国民健康保険・後期高齢者医療》

【問合せ】市民生活課 国保年金係（角館庁舎） ☎（43）3316

仙北市国民健康保険では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診の助成を実施しています。

制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

※仙北市では後期高齢者の人間ドック受診にも助成を実施しています。

● 対象者／

【国保の人間ドック助成】

▶ 仙北市国民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で35歳以上75歳未満（後期高齢者医療対象者を除く）の方

▶ 前年度までの国保税を完納されている方

▶ 保健課実施の特定健診を、受診していない・予定していない方

【後期高齢者の人間ドック助成】

▶ 仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方

▶ 前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

▶ 保健課実施の後期高齢者健康診査を、受診していない方

● 助成金額／

どちらも1人2万1000円を限度とし、年度内で1回のみと

します。

● 医療機関／市立角館総合病院、市立田沢湖病院、大曲厚生医療センター

※受診希望の方は、直接医療機関へ予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をします。

● 受付期間／3月31日（火）まで

● 持参するもの／国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

● 受付場所／市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口

※申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも、年度内に申請すれば助成を受けることができます。印鑑・領収書・金融機関の通帳を持参し、手続きをしてください。



第3号 仙北市新角館庁舎 建設工事だより

ごあいさつ 本年もよろしくお願いします

日頃より、ご近隣の皆さまには工事施工に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

12月の庁舎建設工事は、建物1階の土間工事に着工し、12月27日に土間コンクリート工事を完了しました。1月からはいよいよ1階の壁、柱を造る工事を行います。見た目も建物らしくなってきます。また、外部では地中熱利用設備工事が進められ、地中の熱を運ぶ配管工事や融雪設備の設置工事が行われています。

工事は当初計画どおり、10月末の完成に向けて順調に進んでいます。積雪や寒さがきびしい時期となりましたが、交通安全や工事の安全管理、スタッフの体調管理には十分注意していきます。何かお気づきの点がありましたら、仙北市企画政策課まで連絡をお願いします。

全景写真 コンクリートの床が見えてきました

12月13日現在の全景写真です。1階土間工事と地中熱工事が盛んに行われています。



工事写真 土間工事をしました

12月10日の庁舎建設工事の様子です。



新庁舎1階、土間の型枠、鉄筋組み立てを行っています。組み立てが終わると、コンクリートを流し込みます。

発行元：仙北市企画政策課 ☎ 43-1112
写真提供：（設計監理）株式会社佐藤総合計画 東北オフィス
（新庁舎）瀧神・小松・寺沢特定建設工事共同企業体
（地中熱）大曲・瀧神・寺沢特定建設工事共同企業体

1月の主な工事予定 いよいよ柱と壁の工事へ

- ▶新庁舎建設工事：1階躯体（柱・壁）鉄筋工事・型枠工事・コンクリート工事、電気機械設備配管・配線工事、仮設工事（外部足場組立）
- ▶地中熱工事：地中熱配管工事、融雪樹設置工事

現場の声 現場代理人さんから

あけましておめでとうございます。
新庁舎建設工事現場代理人の株式会社瀧神工業 藤井と申します。
新庁舎建設工事は、着工当初から職人の確保と基礎工事の岩盤掘削に思いのほか時間がかかり増しになり、最大で2週間程度の遅れがありましたが、年内に1階の土間コンクリート工事をすべて完了することを目標に現場スタッフ、職人さんと協力し無事年内にすべて完了することができました。



藤井泰俊さん

冬期間の躯体工事については、市内の小学校、高等学校建設工事で経験をしていますが、夏期と大きく違うのは、日々の除雪と養生作業がメインになることです。しかし、この作業をおろそかにすると、後戻り作業、更には品質にまで影響が出てしまいます。3月末までには、躯体工事も完了する予定です。「出来ないと言う前に出来る方法を考えよう」をスローガンとし、今後も安全管理、工程管理、品質管理を徹底して工事を行います。

工事現場内には、関連工事（別途発注）の地中熱利用設備工事と同時に進められています。お互いの工程を確認し協力しあいながら工事を進めていきます。

本年もよろしくお願いします。

12月16日の朝の様子です。



1階土間コンクリート工事

1階南側の土間コンクリート工事が終わりました。



令和2年度放課後児童クラブ利用申し込みの受付が始まります

【問合せ】子育て推進課（西木庁舎） ☎（43）2280

仙北市では、保護者の継続的な労働などにより、放課後に家庭で保育できない小学生を対象に、健全な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブを開設しています。利用を希望する方は、申込期限までに利用申請書類を提出してください。

●対象児童（要件）／保護者の労働などにより、放課後に家庭で保育することが困難な小学新1～6年生

●利用場所

名称	場所	定員
白樺児童会	生保内小学校内	114人
ポプラ学園	神代小学校内	60人
かくのだて児童クラブ	角館児童館内	80人
かしわっこクラブ	白岩小学校内	28人
中川っ子クラブ	中川小学校内	28人
マロンクラブ	農協大豆総合センター内	40人
ひのきっこクラブ	松木内小学校内	30人

※申し込みにあたっての注意事項などについては、配布書類を必ずご確認ください。
●利用期間／4月1日～令和3年3月31日（1年ごとの申し込み）
●利用日時／
▶月曜日から金曜日の登校日：放課後18時
▶土曜日、長期休業期間、平日の振替休業日：7時30分～18時30分（昼食持参）
※休業日：日曜日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日
●申込期間／1月6日（月）～20日（月）
●申請書類の配布・提出場所／子育て推進課（西木庁舎）、各地域センター、各出張所、各放課後児童クラブ（14時30分頃から職員がいます）

※申し込みをいただいても、審査により対象要件に該当しない場合や定員を上回る場合などにより、利用が認められないことがありますので、あらかじめご了承ください。
●利用の決定／利用の可否については、3月中旬に通知する予定です。



完全予約制のマイナンバーカードの時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係（角館庁舎） ☎（43）3307

写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います（交付は予約した方のみに限ります）。また、時間外での交付窓口は角館庁舎のみとなっていますので、あらかじめご了承ください。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡をください（マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です）。マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。
●時間外交付日時／1月8日、1月

1月 献血のお知らせ

1/15 ㊗

病気やケガなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。

※せんぼく健康ハッピー大作戦～健康ポイント事業～の対象となります。（献血1回につき2ポイント!!）

- ▶10:00～11:00 JA 秋田おばこ角館支店
- ▶12:50～14:00 仙北警察署
- ▶14:40～16:00 市立角館総合病院

問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112

●持参するもの／マイナンバーカード発行通知書のハガキ
●本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳・年金証書でも可）および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類（社員証、学生証、医療受給者証など）
●マイナンバーの通知カード（紛失している場合には、紛失届を記入していただきます）
●住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
※詳細についてはマイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。